

## かほく市空家等改修支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、かほく市空家等の適正管理に関する条例（平成28年かほく市条例第7号）第4条の規定に基づき、かほく市における空き家の有効利用による定住促進及び地域の活性化を図るため、かほく市空き家情報登録制度実施要綱（平成23年かほく市告示第155号）第2条第3号に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録した空き家又は空き家バンク登録申込書及び空き家バンク登録カードを市長に提出した空き家（以下「登録予定の空き家」という。）を改修する者に係る費用の一部を補助するため、予算の範囲内においてかほく市空家等改修支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、かほく市補助金交付規則（平成16年かほく市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空き家バンクに登録している空き家、登録予定の空き家又は購入若しくは賃借前に登録していた空き家で、一戸建て住宅をいう。
- (2) 改修 台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等の改修その他居住の用に供する範囲において、空き家の機能復旧向上のために行う修繕及び設備改修をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、空き家を購入し、又は賃借して居住する個人であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付を申請する時点において、かほく市以外の市町村を含む市町村民税等を滞納していないもの
- (2) 空き家を改修後、かほく市に5年以上住民登録を有し居住するもの
- (3) 空き家を売却し、又は賃貸する者と3親等以内の親族でないもの

### (補助対象改修工事)

第4条 補助金の交付対象となる改修工事は、次の各号のいずれにも該当する改修工事とする。

- (1) 原則として、市内に営業所又は事務所を有する事業者に請け負わせる工事であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた建設業

者に請け負わせる工事であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、空き家の改修工事に要する経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし、100万円を限度とする。

2 前項の規定による補助金の交付回数は、当該空き家に対して1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、かほく市空家等改修支援補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定又は不交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、かほく市空家等改修支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の交付が適当でないとき、かほく市空家等改修支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の変更、中止又は廃止)

第9条 前条の規定による補助金を交付する旨の決定の通知を受けた申請者は、やむを得ない理由により補助対象改修工事の内容の変更、中止又は廃止を行おうとする場合は、速やかにかほく市空家等改修支援補助金変更・中止・廃止承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、かほく市空家等改修支援補助金変更・中止・廃止承認通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知をする場合において、当初の交付決定内容又はこれに付した条件等を変更することができる。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助対象改修工事が完了したときは、かほく市空家等改修支援補助金実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査するとともに、補助対象工事の完了状況を確認し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、かほく市空家等改修支援補助金交付額確定通知書(様式第7号)

により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた申請者は、かほく市空家等改修支援補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた場合には、当該補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。